

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 令和2年1月10日（金曜日）

午後 1時31分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 2時27分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 台風第19号に伴う災害査定について

(建設計画課)

(2) その他

2 出席委員（6名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 飯田正美君 | 副委員長 | 萩谷慎一君 |
| 委員  | 中庭次男君 | 委員   | 五十嵐博君 |
| 委員  | 小川勝夫君 | 委員   | 松本勝久君 |

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

|                              |       |                    |       |
|------------------------------|-------|--------------------|-------|
| 副市長                          | 秋葉宗志君 |                    |       |
| 建設部長                         | 渡邊雅之君 | 建設部技監兼<br>建設計画課長   | 大森幹司君 |
| 道路管理課長                       | 有金正義君 | 道路建設課長             | 安達茂君  |
| 生活道路整備課<br>長                 | 川又弘一君 | 河川都市排水課<br>長       | 三村隆君  |
| 建築課長                         | 大和田聡君 | 土木補修事務所<br>長       | 大山裕己君 |
| 内原建設事務所<br>長                 | 谷萩幸治君 |                    |       |
| 都市計画部長                       | 高橋涼君  | 都市計画部<br>副部長       | 川崎洋幸君 |
| 都市計画部技監兼<br>市街地整備課長          | 坪貴之君  | 都市計画部技監兼<br>住宅政策課長 | 木村勤君  |
| 都市計画部技監兼<br>泉町周辺地区<br>開発事務所長 | 加藤久人君 | 建築指導課長             | 井原孝志君 |
| 公園緑地課長                       | 上田航君  |                    |       |

上下水道事業  
管 理 者 檜 山 隆 雄 君 上下水道局  
下 水 道 部 長 白 田 敏 範 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設  
管理事務所長 川 原 井 正 浩 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長 綱 島 卓 也 君 書 記 武 田 侑 未 子 君

午後 1時31分 開議

○飯田委員長 明けましておめでとうございます。

今年も昨年同様、よろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

議事に先立ちまして、黒澤都市計画課長が病氣療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、台風第19号に伴う災害査定について、執行部より説明を願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、台風第19号に伴う災害査定につきまして、建設部建設計画課提出資料により説明のほうをさせていただきます。

資料の1ページ目をごらんください。

今回の台風第19号により被災しました道路施設のうち、表にお示ししました5つの箇所につきまして、令和元年12月11日水曜日に現地の実地査定による災害査定を受けましたので、その概要を報告させていただきます。

後ろのA3折り込みのカラーの図面のほうに現地の位置関係、それから被災当時の写真のほうを記載してございますので、あわせてごらんいただければと思います。

それでは、被災箇所の概要につきまして、御説明させていただきます。

表中にお示ししました①01国災第1031号市道飯富172号線につきましては、後ろの図面の中央部の赤実線で書いてございます、①でお示しいたしました水戸市飯富町地内、那珂川右岸堤防の側道で被災したものでございます。

右側の写真の中段にお示ししてあるものがその現地の状況の写真になってございまして、河川からの越水の水により道路が洗掘されて被災したものでございます。被災の延長や工事の概要につきましては、1枚目の表の工事概要、それから被災延長等にお示ししたとおりでございまして、災害査定的设计金額4,001万円に対して満額が認められた形になってございます。

あと、後ろの図面のほうにお示しした写真のほうの囲みの色の違いにつきましては、青で示した囲みについては、仮復旧工事を進めて現在通れるようになっている箇所でございます。黄色の囲みの部分については、このまま通行どめを実施しておりますので、現地が通行どめのまま残っているところを示した形になってございます。

次に、表中の②でお示ししました01国災第1032号市道飯富172号線につきましては、図中の右下のほうの赤の実線②でお示ししましたところで、飯富町地内、那珂川の右岸の同じく堤防の側道で被災をしたものでございます。

写真は、右側の下で、車が2台ほど落ちているところの現場の写真がこちらの状況になってございます。先ほどの①と同様に、河川から越水した水により道路が洗掘されて被災したものでございます。

工事の概要等につきましては、1枚目の②の行に示したとおりでございまして、査定设计金額

3,790万5,000円に対しまして満額が認められた形となっております。

3番目、表中の③にお示しました01国災第1033号市道飯富256号線につきましては、図中の左上部の③の赤線でお示したところございまして、水戸市岩根町地内、藤井川左岸の圃場整備した区域内で被災したものでございます。

写真のほうにつきましては、図面の左側の上の③第1033号市道飯富256号線として示したところの写真となっております、道路が洗掘されて被災したものでございます。

査定の設計金額520万5,000円に対して、これも満額が認められております。

次に、④01国災第1034号市道国田146号線につきましては、図中の右上部の④、黄色の吹き出しで右側の一番上の写真でお示した箇所になります。

水戸市上国井町地内、那珂川の左岸で被災したものでございます。同じく道路が水で洗掘されて原形がなくなっているような状況になってございます。

査定設計金額760万8,000円に対しまして741万7,000円と、ほぼ満額という形で認められております。

最後に、表中の⑤01国災第1035号市道飯富148号線、205号線につきましては、図中の左下の部分⑤でお示した場所で被災したものでございまして、水戸市飯富町地内、常磐自動車の側道と旧国道123号線の交差点付近で被災したものでございます。

写真は、左の下側にお示したような形になってございまして、道路がやはり同じように洗掘されて被災したものでございます。

査定設計金額624万5,000円に対しまして600万9,000円と、ほぼ満額に近い形で認められております。

以上、災害査定を受けた5つの被災箇所のうち、③、④を除く3路線、黄色で示した以外の青で囲った道路の部分につきましては、冒頭でも説明をさしあげたとおり、既に応急仮復旧工事を実施しておりまして、12月2日までに開通をしてございます。今後、この査定設計の内容を受けまして、今、本復旧に向けた設計や積算を行っているところでございまして、一日も早く現場のほうの復旧が図れるように努めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○飯田委員長 内容について、何か質問等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 質問させていただきます。

大変な台風被害でしたけれども、今、表を見ますと、道路番号で書いてある市道飯富172号線から市道飯富256号線までは満額の補助が出たと。要するに国からの補助が100%出て工事ができるということになりました。そして、④と⑤は若干下がるけど、国の補助がほぼ100%近く出たということは大変よかったと思います。

よかったですけれども、ただ問題は、これからの復旧工事がどうなるのかということなんですよね。前回、道路の工事費が、復旧工事で5億7,000万円というものがございました。この5億7,000万円のうち、

何か単市でやるのが2億円だとか、いろいろ出ましたけども、実際、5億7,000万円の復旧工事費の中で激甚災害として国からの分はどのぐらい出るのか、お答えいただきたいと思います。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

さきの議会で補正予算で組ませていただきました5億7,000万円の道路災害復旧費のうち、3億6,000万円が国の災害査定でございます。残りの部分については単市の事業として実施することになりますが、国の災害査定を受けた場合には、当然補助と、あと当面で充てております起債の部分で、それに対する交付税措置が講じられることになってございまして、国の災害査定を受けた場合には、実質負担として市のは1.7%が持ち出しでできるというような形になってございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 3億6,000万円が国で面倒を見てもらうというお金ですけど、そうすると、逆に言えば1.7%しか水戸市の負担はないということなんですね。

前回、5億7,000万円のうちどのぐらい国からの補助が出るのかという質問をいたしましたらば、8,500万円ぐらいという答弁がありましたよね。そうするとやっぱり同じぐらいなんですか、水戸市の負担額というのは。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今お答え差し上げました、1.7%の負担でできるというふうな形でお話しさせていただきましたのは、あくまでも国の査定を受けたものだけがそういう形の対象になってございます。

せんだって承認していただきました5億7,000万円の予算のうち国の災害査定の部分については、全額ではなくて3億6,000万円ということでございますので、残りの単市で行う部分についての交付税措置はそこまで多くないという形になってございますので、実質、市のほうの交付税措置につきましては、その市債のほうと、もともと自分で持ち出せないようなものを合わせて、5億7,000万円のうち8,500万円が市のほうの負担という形になりますということでお話を差し上げたものになります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 わかりました。ぜひ今後も国からの補助がもらえるように努力していただきたいというふうに思うんです。

そこで、今、表を見ましたらば、まだ通行どめというところがあるんですね。例えば④の道路なんかは通行どめというのがあります。市道国田146号線という、上国井の道路についてはまだ通行どめということになっています。それ以外にもみんな仮復旧になっていて、これからということなんですけども、今後、いつ発注していつごろ完成できるのか、お答えをいただきたいと思います。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

災害査定を先月に受けて、その結果を踏まえて今年度内の発注に向けて、今、設計、積算中ですので、鋭意努力して早期の復旧のほうに努めていきたいと考えてございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 被害を受けたところは国田大橋の近くですね、市道飯富172号線。ここは結構車が通っているし、それから、市道飯富148号線も結構特別支援学校などに行くときに使っている道路で、非常に交通の便のいい道路なので、何としてもこれは早く復旧していただきたいと思うんですけども、完成時期はどのぐらいなんですかね。今年度中に発注すると、年度内に完成というふうにはならないのかと。少なくとも、これは市民の皆さんにとってみれば重要な路線だから、4月、5月ごろには完成ということにならないのかと。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回報告させていただきました①から⑤でお示しさせていただいたように、設計金額が結構大きいものが多いものですから、今、委員のほうからお話があったように、今年度内の完成はちょっとなかなか厳しい状況です。ただ、今そういった形で本復旧に向けた設計、積算を行って、早期発注、それから早期の完成を目指して頑張っていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いや、私は期日を知りたいんです。できるだけ早くというのはいいんですけども、いつごろできるのか。例えば発注しても完成したのが9月、10月だという点ではちょっと遅過ぎるよね。だから、少なくとも4月の末、5月の初め、連休の前ぐらいまでにはできないかと。どうでしょうか。

○飯田委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

やはり工事の規模、内容によって、当然、今発注に向けて手続をしているところですけども、金額が大きくてもすぐにできるのかというような話なんですけど、やっぱり工期は適切にきちんととらなければなりませんので、でも通常の話ですと、数千万円単位の話でいけば、標準工期は大体5カ月から6カ月とするような形で設計のほうをしておりますので、なるべく早目に完成するように努力はしていきたいと思っております。

○飯田委員長 そのほか、ございませんか。

小川委員。

○小川委員 改めて現地の写真を見させていただいておりますけれども、やはり被害の大きさ、改めてその怖さを知ったわけでございます。ただいま中庭委員からもお話がございましたように、早期というふうな話でございましてけれども、2点ほど伺いたいと思っております。

まず第1点は、市道国田146号線、市道飯富256号線とこうあって、国田と飯富の路線名ですね、この2点なんですけど、以前に松本委員からもお話が出たこともあろうと思うし、この路線名について見直しの考えはないのかと。正直なところ、例えば④の市道国田146号線と言われても、ちょっとなかなか頭にぴんと来ないという状況でもあります。それと①、②、⑤における飯富の市道においても同じであろうと思うし、市道飯富172号線はわかっているけど、市道飯富148号線、市道飯富205号線と言われてもぴんと見当たりませんもので、この辺をちょっと、路線名の細部にわたるあれはないかということ。

それとともに、市道飯富172号線においてこの現況を見ていると、いわゆる人災はなかったのかなと。

車両が2台ほど落ち込んでおりますし、今日の災害においては人災はないというような状況でしたけど、その辺ちょっと、この2点についてお伺いをしたいと思っております。

以上です。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目は、道路のブロックの名称の部分はどうなんだろうというお話だと思うんですけども、今現在、市道の認定等につきましては、各地区をブロックごとに分けて管理しているという形になってございまして、今回被災したこの地区においてつけられている国田及び飯富とかという名称につきましては、この図面で言いますと、那珂川を境に東側が国田、那珂川を挟んで西側が飯富というような形のブロック分けの中で管理をしているところが被災したという形で表記のほうをさせていただいてございます。

それとあと2つ目の部分の、車が落ちたときに人災がなかったのかということなんですけど、人は大丈夫でした。ちょっと走行しているときに何か水が横で流れていて、車を置いていったものが後から洗掘されて落ちたというような話を聞いてございます。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 今の前段で伺いを立てたんですが、③で市道飯富256号線か、これは今お話を聞いてわかりましたけれども、ちょうど岩根町なのに飯富と、こうなってるもので、飯富ばかりを意識して私どもは考えておりましたので。

以上でございます。これはいいです。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません。黄色枠の通行どめのところについてお聞きしたいんですけども、市道飯富256号線と市道国田146号線です。ちょっと現地を見ていなくて申しわけないんですけども、このところを利用する方への標識とか、何か説明とかというものはあえて立てるような形になるんでしょうか。ちょっとその件を。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

今回、通行どめのまま、現地のほうの査定を受けました市道国田146号線及び市道飯富256号線につきましては、人が入れないようなバリケードで通行どめのほうをかけたという形になっております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 わかりました。いずれにしても事故のないように、そういう形をとっていただきたいと思えます。それとともに、地元の方は復旧について気にしてると思うんですね、いつぐらいなのかなと。そういうちょっとある意味説明みたいなことはしたほうがいいのかと思うので、要望しておきます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 市道国田146号線は結構市民の皆さんも使っているんで、いつごろこれは、740万円だよ、工事費が。741万7,000円ですよ。だからすぐ開通できるんじゃないですか、これは。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

700万円といっても結構な工事の額でございますが、標準工期でいくと恐らく4カ月以上ぐらいは多分、請け負っていただく業者さんが決まれば一生懸命やっていただくようには、こちらからも早期に何とか完成するようにお願いはしますけれども、やっぱり材料の手配、それから人の手配、それからあとそういった工事の段取りとかをやっていきますと、なかなか、きちんとやっていかないと後で壊れてしまっても大変ですので、なるべく急いで直していただくようにハッパをかけながら頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いします。

松本委員。

○松本委員 今日初めての今年の委員会ですので、優しくいきたいと。それで、わからないから教えていただきたいことが1点だけあります。

今日、入札調書というのが各委員に配付されてますね。これは当委員会が、公営企業会計、檜山上下水道事業管理者がトップでここに出席されています。そういうことで、都市建設委員会に関係した入札のやつだけなのかなというふうに思うんです。それはそれでいいんだけど、これは皆さんが出しているわけじゃなくて、要するに財務部のほうでやっているやつなんだけれども、入札の内容をもう少し出していただけのらば、日付、これはただ12月分となっている。入札の日付だよ。どこに書いてあるの。それぞれに書いてあるの。どれどれ、どこどこ。ああ、それは大変失礼を申し上げましたね。

そうするというと、じゃ、わかりました。24日分だとしますね、例えば。クリスマスイブだ、12月24日と言ったら。その日に入札が行われた、落札が決まったというようなことだよ、これを見るとね。そうしたら、業者さんは指名業者で指名したり、競争入札したり、随意契約をやったりという契約の方法というのがありますね。そのほかに大きなものなんかはプロポーザルとか、何とか方式とか、執行部の都合のいいような入札のあり方がありますよね。そうすると、例えば私が土木会社だったら、同日に何本もとったとしたら、こういうのって公正に入札が本当に行われてるのかと、こういう疑問を持つんです、私は。これは皆さんの所管の懐から出ている予算の中で出しているものだろうというふうに思うんです、私は。

だから、地元業者でランクがありますね、A、B、Cね。公平公正にバランスよく、一社でも多く指名をとってこさせてやっぱり生き残ってほしい、地元のために。災害のときだけ動員をかけて、入札のときに何かあったとしたら問題だと思うよ。だから、松本建築土木事務所が、今日なら今日、入札があって、工区、場所が違うんだけど、3本を一度にとったとしたら、ほかの業者さんがどのような印象を持つかという。これは参考意見として。皆さんの懐から出しているんだから、所管から、予算から。だから、そういうことが公平に行われてるのかどうかということをおはちょっと今ふと思ったもんだから。ちょっと見ていてそんなことを思いました。

だから、日にちが上のほうに書いてあったのがわからなかったの、その日その日のページで日にちが書かれてるんだよね。一等最初は12月3日に行われてる、それで最終的にはクリスマスイブに行われてるということですね。だから、それはAランクも、Cランクも、Eランクも、それぞれ該当する業者さんがとっているわけです。それはそれでいいんだけど、だから俺なら俺が、私なら私が1日に3本もとっちゃったとしたらいかがなものかなと、それが公平な入札のあり方なのかなと。

これは皆さんの所管じゃないから皆さんに言ってもしょうがないんだけど。みんな知らんぷりしているだけだと思うね。それはそっちの契約検査課がやって総務環境委員会のほうだろうと、こういう考えを持っているでしょう、皆さん。だけど、ここに今日は秋葉副市長もいるし、上下水道局のほうでは檜山上下水道事業管理者もいるし、偉い人が、トップがいるんだから、その辺の考え方は、言ったって答弁はどうせできめえ。答弁してくれるんだっいたらしてもらいてえよ。でも、今日は正月だから優しく意見だけ述べておきますよ。余り好ましくはないだろうと、私はそう思っているから、こういうふうな意見を述べさせていただきたいと思います。

答弁いただけるんだっいたらいただけますか。手を挙げないでしょう。挙げられねえよね。幾ら秋葉副市長でもこれは所管が違うからと言うしかないでしょう。総務環境委員会のほうの所管は田尻副市長だから。だけれども、やっぱり皆さんが大事な市民の税金を預かって、当初予算で預かってる、一円たりとも公金なんだから、公平公正に正しい入札が行われてるのかどうかということを私はちょっと疑問に思ったんです。

以上です。答弁してくれるならしてください。なければいいですけど。

委員長はどう思いますか。

○飯田委員長　じゃ、今日はお正月ということで、御意見ということでよろしいですね。

じゃ、中庭委員。

○中庭委員　私は住宅政策課に質問したいと思うんですけども、1つは、12月定例会で水戸市営住宅及び特定市営住宅条例が改正されました。4月実施とありますけれども、実施するための規則というのはいつ作成するのかと。そして議会からの意見を聞くためにいつ議会に示されるのかというのが1つです。

それから、2つ目は、4月から連帯保証人制度が廃止になります。現在、連帯保証人になっている人は外れないのかと、要するに今までどおり連帯保証人として責任があるのかということですね。

それから、3つ目は、私も新しい市営住宅の条例の第11条を見ましたけれども、連帯保証人に関する規定を削除するという事になっているんですね。ですから、当然、これまで連帯保証人になっていた人も廃止できると、要するにそれをなくすことができるというふうに読めるんですよ。私、今日、実は東京都の住宅課に聞きました。そうしましたらば、名義人からの申し出があれば連帯保証人を外して緊急連絡先に変えるということを言っていました。したがって、東京都のように、名義人当事者からの申し出があれば連帯保証人を外す考えはないのか、お答えいただきたいというのが3つ目です。

それから、4つ目は、今度は市税を滞納しても入居できるということになりました。私も今日、県営住宅の担当に聞きました。そうしましたらば、入居に当たって納税証明書を添付しないことになったんですね、4月から。だから、市税を滞納していても、滞納していなくても別にそれは入居には関係ないと、入居はできるということになったんですけども、水戸市ではどうなるのかと。私も国土交通省の住宅局の通知を見ま

したならば、公営住宅管理標準条例、要するに平成30年3月当時は滞納したら入れないというものについては、削除するというのが3月30日の通達なんですよね。その結果、茨城県の県営住宅でも入居の条件から外されたと、滞納しているかどうかは関係ないということになったんですけども、水戸市ではどういうふうを考えるのか。この4点、ちょっとお答えいただきたい。

○飯田委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず初めに、市営住宅及び特定市営住宅条例の改正に伴いまして、規則の改正ということですが、こちらのほうの改正につきましては、現在、規則全体を見直す作業を行っておりまして、具体的な説明が今現在できませんので、御理解願いたいと思います。

なお、規則の改正につきましては、条例同様に今年の4月1日からの施行となりますので、期日前までには告示したいと思っております。

それと、規則の改正に関して議会に報告はないのかということですが、規則に関しましては、議決の案件のほうに該当しておりませんので、報告する予定はございません。

2つ目として、連帯保証人関係で御質問があったと思うんですけども、現在入居の方に関しては、入居のときの条件に基づきまして、現行のまま、連帯保証人は4月以降もそのまま対象となるような形になります。

現在入居している方に、東京都と同じように申請により連帯保証人を削除できないのかという御質問に関してですけども、現在入居している方の連帯保証人の見直しにつきましては、他市の事例を参考に、同様の条件にできるかどうか、諸条件等関係を現在整理して検討しているところでございます。

最後に、4つ目のほうなんですけども、市税を完納していない、いわゆる分納等をしている方等の入居はできないのかということですが、今回、条例改正の中では特別な理由がある場合と、そういう場合に関して一部を認めるというふうにしてございます。原則としては、市町村税は完納しているという条例のままになっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 第1点の規則については、4月実施ですから、当然4月までには改正しなくちゃならないと思いますよね。改正するに当たりましては、ぜひ議会には提示していただきたい。どういうふうに今度は改正するのかというものを提示してもらいたい。例えば市税を滞納しても条件によっては入居を認めるということになりましたから、その条件というのは何なのかと、どういう条件なのかと。例えば県は滞納条件を外しましたから、滞納するとかしないとかに関係なく入居できるんですけども、水戸市はそこがまだ残っているので、ぜひどういう分納であれば入居を認めるのか、やっぱりきちんと市民のほうに示す必要があるんじゃないか、議会にも示す必要があるんじゃないかと思うけども、そういう考えがないのか、お答えいただきたい。

それから、もう一つは、民法の改正によって、民間のアパートについても今度は連帯保証人を外すという方向になったんですね、法律で。したがって、民間のアパートでもそういうふうになるわけですから、ぜひ東京都のように、要するに名義人から申し出があれば連帯保証人から外して緊急連絡先に変えるということ、私も今日午前中、東京都の都営住宅の担当係に聞いたらはっきり言うておりましたので、他市の事例も

ありますので、検討じゃなくて4月から実施できないかと。東京都は、9月に条例を改正して、条例改正の直後にもうそういうふうにしたというように言うておりましたので、ぜひ再度その点でお答えをいただきたいと思います。

○飯田委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

規則の改正の内容に関してですが、先ほども申し上げましたとおり、現在、規則全体を見直す作業を行っておりますので、具体的に説明ができませんので、ここは御理解願いたいと思います。

あと、もう一つのほうの、東京都と同じように現在入居している方々も申請により連帯保証人を外すと、そういうのも4月1日からということでのお話でございますが、今回の市営住宅及び特別市営住宅条例の改正にあわせては、4月以降に入居される方に対して連帯保証人を削除するというで条例のほうを改正しておりますので、そちらのほうもあわせて御理解願いたいと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、もう一回今度の改正条例を見たら、連帯保証人制度は削除すると書いてあるんですね。だから、要するにこれからの人を対象にするとは明記されていないんですよ。制度そのものを廃止するというふうになっているんだから、東京都のように、これまでの方も外すということが出来る水戸市の条例になっているんです、読むとね。だからこれは決して条例違反にならないし、条例上できるので、ぜひ実施してほしいと思います。

それから、私のもう一つの質問は、実は12月に家賃滞納の方に対して、滞納している場合には法的措置をとるという通知が出されました。その後すぐ私に相談があったんですけども、生活保護を受けていて、既に10年以上も前の滞納家賃について法的な措置をとるという通知が来たのでびっくりしたと。今までちゃんと納めているのに何でこんな通知が来たのかということでびっくりしておりました。

したがって、生活保護になった場合にはきちんと家賃を納められているんですけども、なぜこのような生活保護を受けてる方に対しても法的措置をとるということの通知を出したのか、何通ぐらい出したのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

さっき12月に滞納者に向けて催告書を何通送ったかということでございます。まず、入居されている滞納者に対して約550世帯、こちらを発送しております。そのうち生活保護受給者の世帯は140世帯ございます。

なぜ生活保護者の対象とする世帯にも送っているのかという話ではございますが、今お話もあったように、いきなり何年も前に滞納したものの通知を送ってこられてもというお話が、ほかの方々からも何件か問い合わせが来ております。生活保護になる前に滞納しているものを、これから生活保護のほうに指定が、対象が解除となった場合は、当然督促、催促とか、そういった通知をするわけでございます。そうすると今お話があったような形で、何年も前の話ということで問題も起きていますので、注意喚起の意味でも、年に一度程度通知を怠らずに郵送しているということで御理解願いたいと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が相談を受けた方は、生活保護を受けてもう十何年以上たつてると。その間家賃補償を受けて、その分きちんと市営住宅の家賃を支払つてるといふにもかかわらず、これを支払わなければ法的措置をとるといふ通知を毎年毎年出すといふことは、やっぱり生活保護の人たちまで法的措置をとるといふ通知を出すのは問題じゃないかと思ふんです。

どういふふうの問題かといふと、やはり公的な保障をしている、公的に扶助している人たちまで市営住宅から追い出すといふ通知ですよ。そういう催告を行つてゐる。それはやっぱり憲法で保障された第25条に対する憲法違反じゃないかと思ふんです。だから、そういう点では、私は、550世帯に催告書を出して、そのうち140世帯が実際は生活保護を受けている世帯だといふ方まで出すといふのはやり過ぎじゃないかと思ふんです。憲法第25条の文化的で最低限度の生活を営む権利を保障すると、こういう考え方に反するんじゃないかと思ふんです。

だから、私は、通知を出す際に、生活保護を受けている世帯には発送しないといふことをきちんとできないのかと、そこをお聞きしたい。

○飯田委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

先ほどの中でも御説明しましたように、生活保護の期間を過ぎた後に送ることによつて、何年も前の話といふことで逆に相手の方のほうからクレームをいただいている事例がございます。そういったことで、年に一、二度通知を送るといふことで発送しております。

なお、生活保護期間中に関しましては通知を送るのみとしまして、それ以上の対処といふことで法的措置等は一切しておりませんので、御理解願ひたいと思ひます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、法的措置をとつてない。とれないですよ。とつたら問題になつちやいますよね。生活保護を受ける前に滞納したものについて、生活保護になつてから法的措置をとるといふのはできっこないわけですよ。だから、そういう人たちにまで通知を出しているといふことは問題だと私は思ふんです。だから、そういう点でそういう人たちはびっくりするわけですよ。何十万円といふ家賃を滞納しているから支払え、支払わなければ法的措置をとりますといふ通知を出すこと自体が私は弱い者いじめじゃないかと思ひます、結局。

だからそういう点では、きちんと生活保護の人たちには出さないといふことをやるべきじゃないかと思ふんです。どうなんですか。

○飯田委員長 木村住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

生活保護者対象としましても、現在の中では、催告書に関しては発送するといふことで今やつておるところでございます。それ以上の法的措置等は行つていませんので、年に一度程度の催告書が届くといふことで、生活保護になる前には滞納しているといふ自覚といふか、忘れないようにしていただきたいといふことで発送しております。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 今日はこの後2時30分から全員協議会ということで、初顔合わせみたいな委員会だから、この程度にするということにさせていただきたいと思います。

今の住宅の問題も、国の法律がこうだから、ああだからと言って、誰でも構わない、極端な話、ホームレスでも誰でもいいからみんな市営住宅へ入れなきゃならないというような条件というのは、今だってこれまでの滞納額が多くあるんだから、やっぱり水戸市独自の条例をきちっとして、最低限の条件というものは設けて入居というものを許可していくということが私は必要だと思いますよ。今のお話を聞いているという、もう何の条件も要らない、入れる。無収入でも、連帯保証人がいなくても、何でも入れるというようなお話で、そうしたら先々どうなりますか。滞納額が絶対的にふえていく、こうなっちゃうんですよ。

だから、皆さんの税金やなんかでもって、市民の税金で、国の補助もいただくけれども、市営住宅というのは建てられているんだよ。ですから、借りたものは返す、使用したものは支払う、これは条件なんですよ。水道だって、下水道だって、電気だって、ガスだって何だって、住宅だってもちろんそうでしょうよ。ですからその辺は、管理している県住民管理センターと水戸市は条件としてこうだと、最低限度の条件はこうしていきたいというふうなことを私は設けなきゃだめだと思っています。

今、中庭委員の質問は、生活保護者の場合はいいですよ、そこから天引きするから。今のお話は、生活保護になる前の滞納者に対する通知を出しているはずですから、それは当然だと私は思う。だから、要するに車だって乗れないんだよ、早い話が。誰かの名義でもって乗っているんだよ。車庫証明だってそこにねえのに路上にだって駐車しているんだよ。要するにここの所管じゃないからこれ以上は言わないけれども、生活保護を認定していくのには、さらに一層厳しくしていかなきゃならない。これは国の負担だから水戸市は関係ねえと言ったらそれまでかもしれませんけれども、そういう簡単なものではないと思うの。

前にもお話ししたでしょうよ、私が。あるおばあちゃんが友達のおばあちゃんに、息子が働いてくれるから市からもらう金は毎月貯金できるんだよと。だから、そういう人にまで支給しているんだよ。生活保護者になっているんだよ。だから、生活保護を今受けている人をもう一度、私は、多少厳しくても調査をするべきだと思う。それは担当が違うから所管のほうにお話ししていただきたい。こういう問題で、住宅の問題からこういう意見も出ていますと。

それは誰の紹介でどうだかという議員が絡んでいるんだよ。わかっているんだよ、私は、誰が絡んでどうだこうだというのは。そんなことは私は言いたくねえから。当然生活ができる人が生活保護をもらっているんだよ。本当に困って、もうどうしようかという人に支払うのが生活保護なんだよ。だから、今ここでは秋葉副市長が代表だから、そういうふうに文教福祉委員会のほうともよく調査をしていただきたい。

生活保護受給世帯は市営住宅に入っている人だけで140世帯でしょう。そして個人で住んでいる人、生活保護をもらっている人というのは水戸市人口が27万人で12万世帯いる中で何人いるのよ。生活ができる人だってずるいから、俺から言わせれば、私から言わせればずるいんだよ。パチンコをやって、酒を飲んで遊んでいる人もいるんだよ。毎月もらうから毎月貯金している人もいるんだよ。そういう人まで生活保護の対象者にしてということ自体が甘いと思っているんだ。だから市営住宅の入居については、やはり水戸市独自の、県都なんだから、国とは相反しても水戸市独自の、これだけの借金があったらどうするのよ。

誰でもいいから今度は入れると言っていたらば幾らほどふえていくんだよ。

だから、私は、さらに一層これまでの滞納者にはもっともっと厳しく、ここの担当課だけじゃだめなんだよ。市役所全員が、管理職が。管理職は管理職手当をもらってるんだよ、そのために、ここにいる皆さんは、一つの輪になって、請求でも戸別訪問でも何でもするんだよ。それぐらいの勢いがなければこれまでの5億円の滞納額なんか減らないよ。今のような話をしていたらますますふえますよ。そうしたら正直者がばかを見ちゃうでしょうよ。自分の財産を全部売っ払っちゃって構わないから、私も生活保護者になったほうが得だよ。市営住宅に入って滞納していたほうが得だよ。一銭もかからない、固定資産税も何もかからない。そういう考え方の人もいるわけ。

だから市営住宅の入居については、よくもう少し、誰でもいい、無条件みたいな話じゃなくて、ある程度の条件をつけた入居許可というものは私は必要だろうと。これも意見です。

はい、終わりです。

[発言する者あり]

○飯田委員長 中庭委員、ちょっと同じ質問はもう……

○中庭委員 私は、松本委員の意見もあったので、やっぱりちょっとこれは、私の発言を何かゆがめてるような気がしたんです。私は、松本委員からの話は。

それで、市営住宅というのは今あいているんですよ、現実には。2,700世帯の入居が今ありますけど、約700世帯があいていて、今、市営住宅に行けばがらがらのところもあるんですよ。だから、そういうところをほっといて、結局その分家賃収入が入ってこないということもあるんですよ。だからそういう点で、今。

それから、もう一つは、何か生活保護を受けてる方がパチンコをやっているとか酒を飲んでいるとか、そんなことを言って、結局生活保護の人たちを攻撃するということになるわけですよ。だって生活保護を受けている人というのは受けるべき人の2割しか、今、国の調査でも17%、7人に1人しか受けていないんですよ。だから生活保護の受給率というのは非常に、世界的にも日本は低いんですよ。その辺をやっぱり改善しないと、今貧困がどんどん広がっているという中で、生活保護をさらに受けにくくするということにもなってくるということなので、私は、今、松本委員が言ったのは事実にはやっぱり反すると思うんですよ。だから、そういう点で私は……

○飯田委員長 委員会の時間が、次があるものですから、今日は一応この辺で終わりにしたいと思います。もし何かある場合は、また次回の委員会のときに。

それでは、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時27分 散会